

浦安市あかちゃんほっとすてーしょん事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の公共施設及び民間施設等の授乳、おむつ替え等ができる施設設備を登録し、当該施設設備の所在等を広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境づくりを推進することを目的とする「あかちゃんほっとすてーしょん事業」について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) あかちゃんほっとすてーしょん 市内にある公共施設、来訪者を限定しない民間施設等であって、以下のいずれか一つ、または両方ができる場所であり、希望者が無料で利用できるものをいう。

ア 授乳ができる設備（四方を隔壁で仕切られた部屋、又はパーティションやカーテン等で仕切られたスペース等、プライバシーの確保がなされていること）

イ おむつ交換ができる設備（ベビーベッド、おむつ交換台等）

(2) 事業者等 あかちゃんほっとすてーしょんの登録を行った事業者又は施設の管理責任者をいう。

(届出)

第3条 あかちゃんほっとすてーしょんの登録を受けようとする事業者等は、浦安市あかちゃんほっとすてーしょん事業開始届（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 施設平面図

(2) 現況写真

ア 施設等の全景を撮影したもの

イ 授乳ができる設備又はおむつ交換ができる設備を撮影したもの

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録)

第4条 市長は、前条に定める届出を受けたときは、その内容を審査し、施設等を調査し、別表のあかちゃんほっとすてーしょん登録基準を満たしており、

当該届出が適当と認められるときは登録するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、登録できないものとする。

(1) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業をいう。）を営むもの

(2) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制の下にある者が管理及び運営するもの

(3) その他市長が適当でないと認めるもの

3 市長は、前1項の規定により登録をしたときは、浦安市あかちゃんほっとすてーしょん事業登録通知書（様式第2号）により、その事業者等に通知し、浦安市あかちゃんほっとすてーしょん事業登録ステッカー（様式第3号）（以下「登録ステッカー」という。）を交付するものとする。

（登録の効力）

第5条 登録の効力は、登録の日から5年間とする。ただし、再登録できるものとする。

2 前項ただし書きによる再登録に係る届出及び登録については、第3条及び第4条の規定によるものとする。ただし、再登録を受けようとする前に登録を受けた際に届け出た内容に変更がない場合は、第3条各号に掲げる書類の添付を省略することができるものとする。

（変更の届出）

第6条 事業者等は、第3条第1項の規定により提出した開始届の内容に変更があった場合は、速やかに浦安市あかちゃんほっとすてーしょん事業変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（廃止の届出）

第7条 事業者等は、事業を廃止したとき、又はあかちゃんほっとすてーしょんの登録基準を満たさなくなったときは、速やかに浦安市あかちゃんほっとすてーしょん事業廃止届（様式第5号）により、市長に届け出るとともに、登録ステッカーを返却するものとする。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録を受けた事業者等又は当該施設設備が次の事項に該当する場合は、あかちゃんほっとすてーしょんの登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項に定めるあかちゃんほっとすてーしょんとしての登録要件を満たしていないと認められたとき。
- (2) 制度の趣旨に反していると認められたとき。
- (3) 虚偽の届出により登録を受けたとき。

(利用者の遵守事項)

第9条 あかちゃんほっとすてーしょんを利用する者（以下「利用者」という。）は、原則として、乳幼児（概ね3歳未満の児童）連れの保護者で、利用は授乳又はおむつ替えを行う場合に限るものとする。

2 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設又は設備を破損し、又は汚さないこと。
- (2) 指示された場所以外の場所を利用し、又は許可無く立ち入らないこと。
- (3) 事業者等の許可がない限り、汚物は持ち帰ること。
- (4) 乳幼児及び利用者の安全は、利用者の責任において確保すること。

(運営管理)

第10条 事業者等は、自己の責任においてあかちゃんほっとすてーしょんの運営管理に当たるものとし、次に定める事項を遵守すること。

- (1) 市民等があかちゃんほっとすてーしょんの利用を希望した場合、事業者等の事業に支障のない範囲で提供を行うこと。
- (2) 運営管理の責任者を置くこと。
- (3) 出入口をはじめ、登録施設の内外において、設備等の場所を案内するよう配慮すること。
- (4) 利用時、災害等非常時の安全の確保について、十分に配慮すること。

2 事業者等は、安全管理及び衛生管理の観点から、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 換気、保温、清掃等による清潔で良好な状態の維持
- (2) 事故やベビーカーの盗難防止等
- (3) 不審者の侵入等の防止

3 運営管理に要する費用（施設等に設置する設備に関する経費、その他維持

管理等に係る経費)の一切は事業者等が負担するものとする。

4 市長は、あかちゃんほっとすてーしょんの管理運営状況に関して必要に応じて調査し、又は事業者等に対して報告を求めることができる。

(登録ステッカーの利用)

第11条 事業者等は、登録ステッカーを利用してあかちゃんほっとすてーしょんを設置していることを広告することができる。

(公表)

第12条 市長は、あかちゃんほっとすてーしょんとして登録された施設等について、所在地及び事業主等の名称等を市公式サイト等により市民等に公表する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、あかちゃんほっとすてーしょん事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表 あかちゃんほっとすてーしょん登録基準

<p>必須設備</p> <p>(授乳ができる設備又はおむつ替えができる設備のいずれか1つ以上)</p>	授乳ができる設備	<ul style="list-style-type: none"> 授乳用椅子を設置している。 四方を隔壁で仕切られた部屋、又はパーティションやカーテン等で仕切られたスペース等、プライバシーの確保がなされていること。
	おむつ替えができる設備	<ul style="list-style-type: none"> おむつ交換台(ベビーベッド)を設置している。 ※折りたたみ式の設置も可。
<p>任意設備</p>	<p>給湯設備がある、又は調乳用のお湯を提供できる。</p> <p>※調乳用のお湯に関しては、乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドラインについて(平成19年6月5日付 食安基発第0605001号及び食安監発第0605001号)に基づき、安全な調乳用のお湯(飲用水を沸かし70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないもの)が提供できること。</p>	
	<p>手を洗う設備がある。</p>	
	<p>ベビーカーを置く場所が確保されている。</p>	
	<p>冷暖房設備、空調設備がある。</p>	
<p>その他</p> <p>※おむつ又はおしりふきが配備(販売)されている。</p> <p>電子レンジの使用ができる。など</p>		

別紙様式第1号（第3条）

年 月 日

浦安市長 様

事業主

所在地

代表者



浦安市あかちゃんほっとすてーしょん事業開始届

あかちゃんほっとすてーしょん事業の実施について届出ます。

事業開始年月日		年 月 日	
設置施設名			
あかちゃんほっとすてーしょんの 所在地		〒 千葉県浦安市	
施設設備	必須設備 いずれか1つ以上		授乳ができる設備を備えている。 ※プライバシーの確保ができるようカーテンや間仕切り等 で授乳場所が仕切られていること。
	整備されている 設備に○		おむつ替えができる設備を備えている。 ※おむつ交換台（ベビーベッド）を設置していること。 折りたたみ式の設置も可。
	任意設備 整備されている 設備に○		給湯設備がある、又は調乳用のお湯を提供できる。
			手を洗う設備がある。
			ベビーカーを置く場所が確保されている。
			冷暖房設備、空調設備がある。
	その他（授乳・おむつ交換の際に利用できる設備等がある場合は記入ください。） 【例】おむつ又はおしりふきの配備、電子レンジの設置など		
担当者連絡先		担当部署	電話
		担当者	FAX
		E-mail	

別紙様式第1号（第3条第1項第1号）

事業者名（施設名）

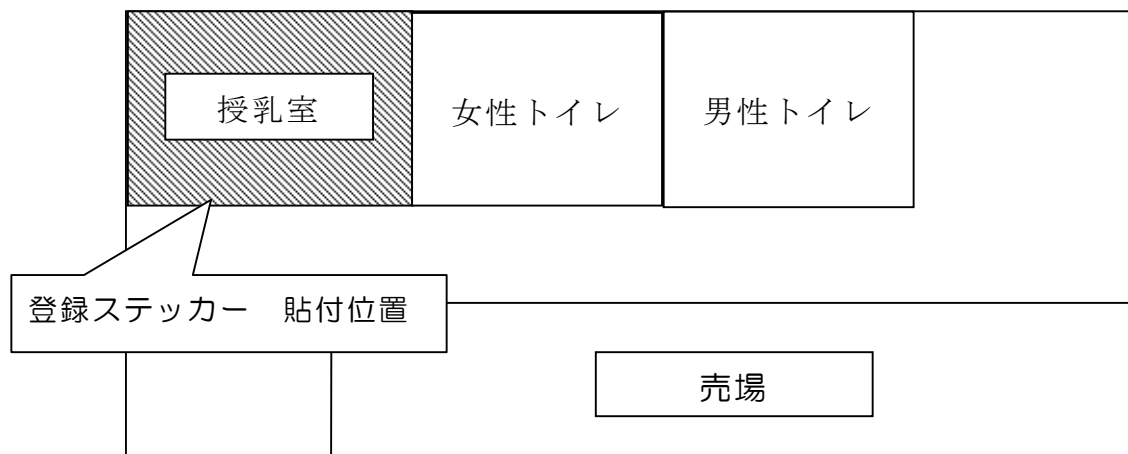
施設平面図

（あかちゃんほっとすてーしょん事業に係る部分のみ）

※登録ステッカー貼付位置を明示すること。

【平面図例】

店舗2階



別紙様式第1号（第3条第1項第2号）

事業者名（施設名）

現況写真

ア 施設等の全景を撮影したもの

（授乳ができる設備又はおむつ交換ができる設備がある施設出入口前から撮影したもの）

写真貼付

イ 授乳ができる設備又はおむつ交換ができる設備を撮影したもの

（授乳ができる設備又はおむつ交換ができる設備がある施設内部を撮影したもの）

写真貼付

別紙様式第2号（第4条第3項）

浦 第 号
年 月 日

様

浦安市長

浦安市あかちゃんほっとすてーしょん事業登録通知書

あかちゃんほっとすてーしょん事業の登録を以下のとおり通知します。

登録年月日		年 月 日	
登録施設名			
あかちゃんほっとすてーしょんの所在地		〒 千葉県浦安市	
施設設備	必須設備 いずれか1つ以上		授乳ができる設備を備えている。 ※プライバシーの確保ができるようカーテンや間仕切り等で授乳場所が仕切られていること。
	整備されている設備に○		おむつ替えができる設備を備えている。 ※おむつ交換台（ベビーベッド）を設置していること。 折りたたみ式の設置も可。
	任意設備 整備されている設備に○		給湯設備がある、又は調乳用のお湯を提供できる。
			手を洗う設備がある。
			ベビーカーを置く場所が確保されている。
		冷暖房設備、空調設備がある。	
		その他	
備考			

別紙様式第3号（第4条第3項）

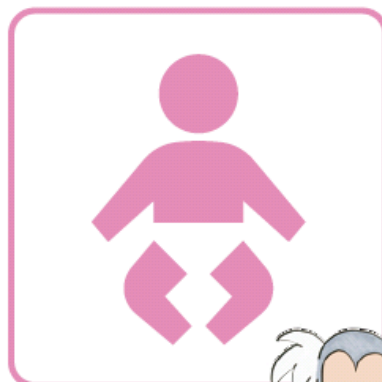
浦安市あかちゃんほっとすてーしょん事業登録ステッカー

あかちゃんほっと すてーしょん



この施設は授乳と

おむつ交換ができます。



【登録ステッカーの規格】 20センチ四方

別紙様式第4号（第6条）

年 月 日

浦安市長 様

事業主

所在地

代表者



浦安市あかちゃんほっとすてーしょん事業変更届

あかちゃんほっとすてーしょん事業の変更について届出ます。

※ 変更する項目の箇所のみ記載してください。

登録施設名			
あかちゃんほっとすてーしょんの 所在地		〒 千葉県浦安市	
施設設備	必須設備 いずれか1つ以上		授乳ができる設備を備えている。 ※プライバシーの確保ができるようカーテンや間仕切り等で授乳場所が仕切られていること。
	整備されている 設備に○		おむつ替えができる設備を備えている。 ※おむつ交換台（ベビーベッド）を設置していること。 折りたたみ式の設置も可。
	任意設備 整備されている 設備に○		給湯設備がある、又は調乳用のお湯を提供できる。
			手を洗う設備がある。
			ベビーカーを置く場所が確保されている。
			冷暖房設備、空調設備がある。
	その他（授乳・おむつ交換の際に利用できる設備等がある場合は記入ください。） 【例】おむつ又はおしりふきの配備、電子レンジの設置など		

変更開始年月日	年	月	日
担当者連絡先	担当部署	電話	
	担当者	FAX	
	E-mail		

別紙様式第5号（第7条）

年 月 日

浦安市長 様

事業主

所在地

代表者



浦安市あかちゃんほっとすてーしょん事業廃止届

あかちゃんほっとすてーしょん事業の廃止について届出ます。

事業廃止年月日	年 月 日	
登録施設名		
あかちゃんほっとすてーしょんの 所在地	〒 千葉県浦安市	
届出内容 いずれか1つに○		あかちゃんほっとすてーしょん事業の廃止 (当事業への登録(参加)中止、建物の改築・撤去等)
		要綱登録基準を満たさなくなったため (授乳ができる設備又はおむつ交換ができる設備の廃止)
事業廃止の具体的な理由		
担当者連絡先	担当部署	電話
	担当者	FAX
	E-mail	